

幸区役所企画調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 区役所各部署間の連携により、事業の企画及び調整等を行い、もって区における総合行政の推進を図るため、川崎市における総合行政の推進に関する規則に基づき、幸区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 企画調整会議は別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議の招集)

第3条 企画調整会議は、区長が必要と認めたとき招集し、その議長となる。

2 議長は、調整事案の内容により、企画調整会議に関係職員を出席させることができる。

(調整事案)

第4条 企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。

- (1) 区自主事業の企画立案、協議及び事後評価
- (2) 区役所業務に係るサービス向上の企画立案、協議、決定及び事後評価
- (3) 区役所業務に係る市民要望、陳情事項及び市長への手紙等の総合調整
- (4) 各局から依頼される区に係る事業計画策定等の検討、協議及び調整
- (5) その他区長が特に必要と認める事項

(幹事会)

第5条 企画調整会議の円滑な運営を図るため、調整事案の整理、各部署間の事前調整を行う幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、調整事案に関係する構成員の出席により開催する。

(庶務)

第6条 企画調整会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、平成15年5月7日制定の幸区役所企画調整会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日副区長専決31川幸企第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役 職 名
区長
副区長
まちづくり推進部担当部長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
道路公園センター所長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長

別表第2（第5条関係）

役 職 名
危機管理担当担当課長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長
まちづくり推進部生涯学習支援課長
まちづくり推進部生涯学習支援課日吉地区担当担当課長
区民サービス部区民課長
区民サービス部保険年金課長
区民サービス部保険年金課担当課長〔収納〕
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保育所等・地域連携担当担当課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）学校・地域連携担当担当課長
道路公園センター担当課長〔管理〕
道路公園センター担当課長〔協働・利活用推進〕
道路公園センター担当課長〔整備〕
その他区長が命じる職員